

# 生活改善相談

「日常生活の不便さを感じている方」の相談です。

理学療法士が不便さを改善するための「体の動かし方」、「適する用具・装具の紹介」や「福祉用具の使い方」等をアドバイスします。

用具や装具で対応できない場合は「住宅改修のご相談」や「サービスの紹介」も行います。

※ 介護者の方が介護しやすい環境のアドバイスも含まれます。



**対 象**： 在宅障がい児者および介護者、上記該当の18歳以上の市民

※ ご利用されているサービスによっては、当事業を利用できないことがあります。

**会 場**： 藤沢市保健医療センター 他

※ 来所不可能な方は訪問相談も可能です。ご相談ください。

**費 用**： 無料 ※ 原則 お一人1回（年度内）の相談になります。

実施日

木曜日  
午前

事前予約制

4月	5日、19日	10月	4日、18日
5月	10日、17日	11月	1日、15日
6月	14日、21日	12月	6日、20日
7月	5日、19日	1月	10日、17日
8月	2日、16日	2月	7日、14日
9月	13日、20日	3月	7日、14日

お気軽に、まずはお電話でご相談ください

★お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 藤沢市保健医療財団 保健事業課

大庭5527-1

88-6752（直通）

（月～金曜日 8：30～17：15）